

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

大分厚生年金 事案 599

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成14年3月及び同年12月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における標準報酬月額に係る記録を、同年3月は36万円、同年12月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年3月及び同年12月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月1日から平成17年10月1日まで
私は、A社B所に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。バブル経済期には、A社のC職として営業成績も良く、給与月額が約50万円であり、厚生年金保険料を最高で4万円も控除されている月もあったと記憶している。

申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年3月及び同年12月について、

申立事業所が保管する当該期間に係る賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、同年3月は36万円、同年12月は34万円の標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、厚生年金基金の加入員記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は社会保険事務所（当時）の記録と一致しており、事業主は、「当時、厚生年金基金及び社会保険事務所への届出が複写式であったと考えられる。」旨回答していることから、事業主は、賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成元年1月から同年7月までの期間、同年9月、同年10月、同年12月、12年2月、14年1月、同年2月、同年4月から同年11月までの期間、15年1月から16年7月までの期間及び同年9月から17年9月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立事業所が保管する当該期間に係る賃金台帳における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を超える額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和59年10月から63年12月までの期間、平成元年8月、同年11月、2年1月から12年1月までの期間、同年3月から13年12月までの期間及び16年8月の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が無いから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が、給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和33年8月31日）及び資格取得日（昭和33年9月2日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月ごろから同年7月ごろまで
② 昭和33年8月31日から同年9月2日まで
③ 昭和34年9月15日から36年12月ごろまで

申立期間①について、私はA県の学校を卒業した後に、B県C市で、D職として昭和31年4月ごろから同年7月ごろまでE社の所有するFに乗り組んだが、船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間②について、Fを下船後、A社が所有するGやHに昭和31年7月ごろから36年12月ごろまで継続して乗り組んでいたが、33年8月31日から同年9月2日までの期間について船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間③について、A社を退職したのは昭和36年12月ごろであったにもかかわらず、34年9月15日に船員保険被保険者の資格を喪失していることに納得できない。

すべての申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に係る船員保険被保険者名簿の記録では、昭和31年7

月22日に船員保険被保険者の資格を取得し、33年8月31日に資格を喪失後、同年9月2日に再度資格を取得しており、申立期間②について船員保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、同僚及び申立人の勤務内容に係る具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間②当時、継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、A社が所有するHに乗り組んでいたとする同僚が、「Hは近海での漁に出ていたので、一航海は約10日間から20日間であり、寄港する際にはその都度約3日間の休日があったが、その間は給与計算の対象とされ、船員保険料も継続して給与から控除されていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚及び申立人の記憶するHの船長については、船員保険の被保険者記録が申立期間②において継続していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において船員保険被保険者として事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと認められる。

加えて、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿により確認できる昭和33年7月及び同年9月の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿によるとA社は昭和56年5月30日に廃業しており、事業主及び船員保険事務担当者は既に死亡していることから確認することはできないが、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年8月の船員保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、「B県C市I町に所在したE社の所有するFに乗り組んだ。」と主張しているところ、船舶所有者であるE社については、当該船舶所有者に係る商業登記簿は確認できないが、日本船名録により、FはB県C市I町に所在したJが船舶所有者であったことが確認でき、期間は特定できないものの、申立人がFに乗り組んでいたことはうかがえる。

しかしながら、船員保険事業所名簿によると、船舶所有者 J は、昭和 34 年 8 月 1 日に船員保険の適用船舶所有者に該当することとなっており、申立期間①においては船員保険の適用船舶所有者ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、J が所有する F における同僚を記憶しておらず、船舶所有者である J は居所不明であり、供述を得ることができないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「私がまだ10代のころ、A社が所有するHに乗り組んでいたときに高波に遭い、負傷して下船した記憶はあるが、下船した後も、会社から給与又は傷病手当金が毎月支給されていたので、給与又は傷病手当金から船員保険料が控除されていたと思う。」と主張している。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は18歳であった昭和34年9月15日に船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる一方、申立人がA社において最後に乗り組んだとするHについて、同船舶に乗り組んでいたとする同僚は、「昭和34年10月ごろにHは廃船となり、A社が所有するKに乗り換えた。」と供述しているところ、当該同僚が所持する船員手帳から判断すると、当該同僚は、昭和34年10月ごろにHからKに乗り換えていることが推認できる。

また、申立人がHを下船した後の期間において、A社から申立人に対して、同社のL職として給与又は傷病手当金が支給され、当該給与等から船員保険料が控除されていたか否かについては、前述のとおり当時の船員保険事務担当者は死亡していることから、確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び③に係る船員保険料の各事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が船員保険被保険者として、船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年10月1日に、資格喪失日に係る記録を54年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、52年10月及び同年11月は10万4,000円、同年12月から53年12月までの期間は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月1日から同年10月1日まで
② 昭和52年10月1日から54年1月1日まで

私は、昭和52年ごろから私の知人が居住していたB県C郡D町（現在は、B県E市）で勤務した。申立期間①についてはF事業所でG職又はH職として、申立期間②についてはA社でI職又はG職として勤務していた。

両事業所の社長はJ氏だった。当該社長から命じられてF事業所からA社に異動したことを記憶しているのに、両事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間②においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、入社した従業員は全員、厚生年金保険に加入させており、申立人の厚生年金保険の加入手続もしたと思う。申立人が厚生年金保険に加入していないの

はおかしい。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、「当時、ほぼすべての従業員は厚生年金保険に加入していたと思う。」「申立人も厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において、申立人が記憶している複数の同僚すべてに厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、当時、申立事業所は、ほぼすべての従業員について厚生年金保険に加入させていた状況が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同年齢であり同職種であったとする同僚のA社に係る昭和52年10月及び同年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から判断すると、同年10月及び同年11月は10万4,000円、同年12月から53年12月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿において、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年10月から53年12月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

- 2 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、F事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、F事業所は、昭和62年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和62年8月1日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、同社の社会保険事務を担当していたとする者は、「F事業所が厚生年金保険の適用事業所になる以前の期間は、従業員の給与から厚生年

金保険料を控除していない。従業員は国民年金に加入していたと思う。」と供述しており、申立人を記憶する複数の同僚は、「申立期間①当時、F事業所では厚生年金保険料は控除されていなかった。私は国民年金に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該複数の同僚は、申立期間①当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、F事業所の当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の53万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が他の月に比べて低いことが分かった。給与からは標準報酬月額62万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初53万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成21年12月に53万円から62万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（53万円）となっている。

しかしながら、A社が保管する申立人の申立期間に係る賃金台帳及びB市が発行した平成20年度所得・課税証明書によると、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料が事業主

により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は、申立人から申立期間の標準報酬月額に係る記録に誤りがあるとの指摘を受け、平成19年度健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を確認したところ、19年4月分給与の支払基礎日数は17日未満であったにもかかわらず、これを23日として届け出たため、社会保険事務所（当時）において標準報酬月額が53万円に決定されたことが判明したことから、21年12月4日、社会保険事務所に訂正の届出を行い、同月8日に記録訂正の処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月ごろから46年3月ごろまで
② 昭和46年12月ごろから47年3月ごろまで
③ 昭和47年12月ごろから48年3月ごろまで

私は、昭和45年から48年までの3年間のうち、毎年12月から3月までは、A社に出稼ぎに行き、同社でB業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、すべての申立期間に、申立人が、A社にC職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が一緒にC職として勤務していたと主張する複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、オンライン記録から、当該同僚は、すべての申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人についても、当該期間において、国民年金に加入し国民年金保険料の納付について免除申請を行っていることが確認できる。

また、A社で、当時社会保険事務を担当していたとする者は、「正社員とC職の社会保険の取扱いに違いは無かったと思うが、C職の社会保険事務手続を行ったか否かについては覚えていない。」と供述している上、当時、C職の雇用を担当していたとされる元専務から供述を得ることができないところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格を複数回取得及び喪失している者は確認できるものの、当該記録はすべて、資格取得及び喪失の時期が異なっており、定期的な資格の取得及び喪失に係る記録は確認できない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月ごろから23年8月ごろまで

私は、A社の下請け業者であったB事業所の従業員として、昭和22年9月ごろにC県D町のE社F所から、G県H町（現在は、G県I市）のJ社K所（現在は、L社）に異動して作業に従事していたのに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚等の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、J社K所においてA社の下請け業者であったB事業所の従業員として作業に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿において、B事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、法人登記簿においても確認することはできない。

また、B事業所における所長を含む当時の複数の同僚は、既に死亡又は連絡先が不明であり、連絡が取れた同僚のうち、J社K所で同事業所に所属し申立人と同様の作業に従事していたとする者は、「19歳又は20歳のころに、B事業所の所長に声をかけられて、申立人を含む地元の者約3人と一緒にJ社K所で勤務した。日雇いであり正社員ではなかった。厚生年金保険には加入していないと思っていた。」と供述している。

さらに、L社は、「当社が保管する資料から、昭和34年ごろから40年ごろまでの期間において、A社に業務委託していたことはうかがえるが、それ以前のことは不明である。当社の保管する厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届には、委託先の従業員等は含まれていないことから、当社において、委託先の従業員に係る厚生年金保険の加入等に係る手続は行っていなかった

ものと思われる。」旨を回答しているところ、J社K所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がE社F所で一緒に勤務し、同時期に申立事業所に異動したとする同僚及び申立事業所で一緒に勤務していたとする複数の同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、A社M支店は、「当時の資料が無いため申立内容について確認することができないが、当時、申立人のようにN業務に従事していたのは当社の正社員ではなく、下請業者の従業員であったと思われる。下請業者の従業員については、当社において厚生年金保険の加入手続は行っていなかったものと思われる。」と回答しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人及び前述の同僚に、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 8 日から同年 6 月 28 日まで
② 昭和 52 年 6 月 28 日から 53 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 53 年 4 月 8 日から 54 年 3 月 30 日まで
④ 昭和 54 年 4 月 5 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①はA事業所で、申立期間②はB事業所で、申立期間③はC事業所で、申立期間④はD事業所で、E職としてそれぞれ勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務したことは間違いないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の保管するF県が発行した勤務記録カードから、申立人が、当該期間において、A事業所、B事業所及びC事業所でE職としてそれぞれ勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、F県は、「G及びHに勤務するE職を含むI職に係る厚生年金保険の手続は、各事務所で進んでいた。」旨回答しているところ、A事業所、B事業所及びC事業所を管轄していたF県J事務所は、「申立期間①から③において、申立てどおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無いため、不明である。」旨回答している。

また、F県の保管する昭和 52 年度及び 53 年度のF県職員録によると、申立人と同様にJ事務所管内のG及びHでE職として在籍していた同僚らは複数確認できるものの、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該同僚について、申立期間①から③における厚生年金保険の被保険

者記録が確認できないことなどから判断すると、事業主は、申立期間①から③当時、I職については、必ずしもすべての者を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 2 申立期間④については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の保管するF県が発行した勤務記録カードから、申立人が、当該期間において、D事業所でE職として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、F県は、「G及びHに勤務するE職を含むI職に係る厚生年金保険の手続は、各事務所で進めていた。」旨回答しているところ、D事業所を管轄していたF県K事務所は、「申立期間④において申立てどおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無いため、不明である。」旨回答している。

また、F県の保管する昭和54年度のF県職員録によると、申立人と同様にK事務所管内のG及びHでE職として在籍していた同僚は少なくとも50人確認できるところ、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該同僚のうち3人に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、多数の者については申立期間④における被保険者記録が確認できない。

さらに、前述のF県職員録においてE職として在籍していたことが確認できる同僚のうち、申立人と同様に昭和56年6月1日にM共済組合員の資格を取得している者が複数確認できるところ、前述の被保険者原票において、当該同僚は申立期間④について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、事業主は、申立期間④当時、I職については、必ずしもすべての者を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。